

市川市景観条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 良好な景観の形成に関する基本的施策等（第7条—第11条）
- 第3章 景観計画（第12条—第18条）
- 第4章 景観計画区域内における行為の制限等（第19条—第27条）
- 第5章 市民等による良好な景観の形成に資する活動の促進（第28条—第32条）
- 第6章 市川市景観審議会（第33条—第41条）
- 第7章 雑則（第42条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における良好な景観の形成を推進するため、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、市川市景観基本計画の策定その他の施策を講ずることにより、潤いのある豊かな生活環境の創造及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法及びこれに基づく命令において使用する用語の例によるものとする。

（基本理念）

第3条 良好な景観は、潤いのある豊かな生活環境の創造に大きな役割を担うものであることにかんがみ、市民が誇りに思うことができる本市の景観が将来にわたり継承されるよう、市、市民及び事業者の協働により、その整備、保全及び創出が図られなければならない。

2 良好な景観は、市の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれ

らが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備、保全及び創出が図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念及び第7条に規定する市川市景観基本計画（以下「基本理念等」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念等に対する市民の理解を深めるよう努めなければならない。

3 市は、良好な景観の形成に関する施策を策定するときは、市民の意見を反映するよう努め、及び当該施策を実施するときは、市民及び事業者との協働に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念等にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深めるとともに、良好な景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

3 市民は、屋外広告物に関する法令及び条例その他良好な景観の形成に資する法令及び条例を遵守しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念等にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、屋外広告物に関する法令及び条例その他良好な景観の形成に資する法令及び条例を遵守しなければならない。

第2章 良好な景観の形成に関する基本的施策等

(市川市景観基本計画)

第7条 市長は、本市における良好な景観の形成に関する考え方を明らかに

するとともに、市、市民及び事業者における良好な景観の形成のための指針を定める市川市景観基本計画を策定するものとする。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 市は、景観に影響する施策について、計画を策定し、及び実施するに当たっては、良好な景観が形成されるよう十分に配慮しなければならない。

(市民等との意見交換等)

第9条 市は、市民及び事業者との協働により良好な景観の形成を促進するため、市民又は事業者との意見交換の機会及び市民又は事業者の学習の機会を設けるよう努めなければならない。

2 市は、市民及び事業者に対し、良好な景観の形成に関し必要な情報を適切に提供するよう努めなければならない。

(市民等の活動に対する支援)

第10条 市は、本市における良好な景観の形成に資する活動を行うものに対し、良好な景観の形成について知識又は経験を有する者を派遣することその他支援の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国等に対する協力要請)

第11条 市は、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体その他公共的団体に対し、良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

第3章 景観計画

(景観計画)

第12条 市長は、良好な景観の形成を促進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を策定するものとする。

2 景観計画を策定する手続については、法第9条に定めるもののほか、この章に定めるところによる。

(景観計画の原案の公表等)

第13条 市長は、法第9条第2項の規定により市川市都市計画審議会の意見を聴くべき景観計画の案を定める前に、当該景観計画の原案を定めるもの

とする。

2 市長は、景観計画の原案を定めようとするときは、第33条に規定する市川市景観審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、景観計画の原案を定めたときは、規則で定めるところにより、公表するものとする。

(景観計画の原案に対する意見の提出)

第14条 前条第3項の規定により公表された景観計画の原案について意見を述べることを希望する者は、当該公表があった日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、意見書を市長に提出しなければならない。

(公聴会等の開催)

第15条 市長は、前条に定めるもののほか、市民の意見を反映させるために必要があると認めるときは、景観計画の原案について公聴会又は説明会を開催するものとする。

(景観計画の原案に対する意見の取扱い)

第16条 市長は、第14条の規定により提出された意見及び前条の公聴会又は説明会において提出された意見を考慮して、景観計画の案を定めるものとする。

2 市長は、前項に規定する意見に対する考え方について、規則で定めるところにより、当該意見と併せて公表するものとする。

(計画提案が行われた際の特例)

第17条 法第11条第3項に規定する計画提案が行われた際に当該計画提案に係る景観計画の素案の内容の一部を実現させて景観計画の案を定めようとする場合における第13条第3項の規定の適用については、同項中「公表するものとする」とあるのは、「計画提案に係る景観計画の素案とともに公表するものとする」とする。

(景観計画の変更)

第18条 第13条から前条までの規定は、景観計画の変更について準用する。

第4章 景観計画区域内における行為の制限等

(景観計画区域内における行為で届出の対象とならないもの)

第19条 法第16条第7項第11号に規定する景観行政団体の条例で定める行為は、別表に掲げる行為とする。

一部改正〔平成23年条例39号〕

(一体性を有する行為の取扱い)

第20条 2以上の法第16条第1項第1号又は第2号に規定する行為が当該行為を行う者、当該行為の区域、当該行為の着手時期その他の規則で定める事項を勘案して、一体性を有すると認められるときは、これらの行為を一の行為とみなして、前条に規定する行為に該当するか否かを判断する。

(特定届出対象行為)

第21条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の規定による届出を要する行為とする。

一部改正〔平成23年条例39号〕

(事前相談)

第22条 景観計画区域内において法第16条第1項第1号又は第2号に規定する行為をしようとする者は、あらかじめ、当該行為が同項の規定による届出を要する行為か否かについて市長に相談することができる。

2 市長は、前項の規定による相談があったときは、速やかに、当該行為が法第16条第1項の規定による届出を要する行為か否かを回答するものとする。

(勧告及び命令)

第23条 市長は、法第16条第3項又は法第17条第1項若しくは第5項の規定に基づき、これらの規定による勧告又は命令をすることができる。

2 市長は、前項に規定する勧告又は命令をしようとする場合において必要があると認めるときは、第33条に規定する市川市景観審議会の意見を聴くものとする。

(届出の内容の公表)

第24条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出の内容について、当該届出をした者の同意を得て、その届出の内容を規則で定めるところにより公表することができる。

(行為の完了等の報告)

第24条の2 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に報告しなければならない。

追加〔平成23年条例39号〕

(景観計画区域内における行為で届出の対象とならないものに係る景観計画への適合)

第25条 法第16条第7項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に係る法第8条第3項第2号に規定する規制又は措置の基準に適合するよう努めなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第26条 景観重要建造物の所有者及び管理者が行う法第25条第2項に規定する景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該景観重要建造物に消火栓、消火器その他の消火設備を設けること。
- (2) 当該景観重要建造物の水による腐食を防止するための措置を講ずること。
- (3) 当該景観重要建造物の状況について定期的に点検し、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置として規則で定める措置を講ずること。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第27条 景観重要樹木の所有者及び管理者が行う法第33条第2項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該景観重要樹木について病虫害を駆除するための措置を講ずること。
- (2) 当該景観重要樹木について、必要に応じ、枝打ち、整枝、危険な樹木の伐採その他これらの措置に類する措置を講ずること。
- (3) 当該景観重要樹木の状況について定期的に点検し、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、景観重要樹木の管理に必要な措置として規則で定める措置を講ずること。

第5章 市民等による良好な景観の形成に資する活動の促進

(良好な景観の形成に資する活動を行う団体に対する助成)

第28条 市は、本市における良好な景観の形成に資する活動を行う団体に対し、その活動に要する費用の一部を助成することができる。

(登録団体)

第29条 前条の規定による助成を受けようとする団体は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 規約、会則、定款等の写し
- (2) 活動の概要を記した書類
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請をした団体が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。

- (1) 規約、会則、定款等を有していること。
- (2) 市内において活動をしていること。
- (3) その活動の内容が本市における良好な景観の形成に資するものであること。
- (4) 法令及び条例に違反する活動をしていないこと。

(5) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと。

(6) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。

(7) もっぱら営利を目的とした活動を行っていないこと。

4 市長は、第1項の登録（以下「登録」という。）をしたときは、遅滞なく、その旨を第2項の規定による申請をした団体に通知しなければならない。

5 市長は、第2項の規定による申請をした団体が第3項各号に掲げる要件に適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該申請をした団体に通知しなければならない。

6 登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、第2項の規定による申請に係る事項を変更したとき又は団体を解散したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

(1) 登録団体が、前条第3項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。

(2) 登録団体が、偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該登録の取消しを受けた団体に通知しなければならない。

（景観重要建造物等の所有者等に対する助成）

第31条 市は、本市の景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の管理に要する費用の一部を助成することができる。

（表彰）

第32条 市長は、本市における良好な景観の形成に資する活動を行っているものを表彰することができる。

第6章 市川市景観審議会

(設置)

第33条 本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市川市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第34条 審議会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

- (1) 景観計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 法第16条第3項の規定による勧告並びに法第17条第1項及び第5項の規定による命令に関すること。
- (3) その他本市における良好な景観の形成に係る事項に関すること。

(組織)

第35条 審議会は、委員7人以内で組織する。

一部改正〔平成23年条例39号〕

(委員)

第36条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 景観に係る活動を行う団体の推薦を受けた者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、非常勤とする。

一部改正〔平成23年条例39号〕

(会長等)

第37条 審議会に、会長1人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

一部改正〔平成23年条例39号〕

(会議)

第38条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第39条 審議会の事務は、街づくり部において処理する。

一部改正〔平成19年条例3号〕

(報酬及び費用弁償)

第40条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

一部改正〔平成23年条例4号〕

(委任)

第41条 第34条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

第7章 雑則

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3章の規定、第19条から第25条までの規定及び第6章の規定、別表第1及び別表第2の規定並びに次項から附則第5項までの規定は、同年7月1日から施行する。

(市川市景観計画の策定の手続に関する条例の廃止)

- 2 市川市景観計画の策定の手続に関する条例（平成17年条例第11号）は、廃止する。

(市川市景観計画の策定の手続に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の市川市景観計画の策定の手続に関する条例により策定された景観計画は、第3章の規定により策定された景観計画とみなす。

(景観計画区域内における行為の制限に関する経過措置)

- 4 第19条から第25条までの規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、平成18年8月1日以後に着手する予定である法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為について適用する。

(市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(市川市宅地開発事業の施行における事前協議の手続及び公共施設等の整備に関する基準等を定める条例の一部改正)

- 6 市川市宅地開発事業の施行における事前協議の手続及び公共施設等の整備に関する基準等を定める条例(平成13年条例第35号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成19年3月22日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月16日条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第19条、第21条及び別表の規定は、平成23年12月1日以後の景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定による届出に係る行為について適用し、同日前の当該届出に係る行為については、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月14日条例第41号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第19号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第19条関係）

- 1 法第16条第1項第1号に規定する行為のうち、次に掲げる行為

(1) 建築物の新築であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

ア 当該建築物が特定中高層建築物（高さが10メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物（地階を除く階数が3である一戸建ての住宅（建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第1号及び第2号に規定する住宅（長屋を除く。）をいう。）を除く。）をいう。以下同じ。）でないこと。

イ 当該建築物の延べ面積が1,500平方メートル以下であること。

ウ 当該建築物が機械式自動車等駐車場（自動車又は自転車等の車庫の用途に供する建築物であって、機械式のものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、その築造面積が300平方メートル以下であること。

エ 当該建築物が法第81条第2項第1号に規定する景観協定区域（以下「景観協定区域」という。）外にあること。

オ 一の事業者が同一の時期に11戸以上の建築物を連たんして新築するものでないこと。

(2) 建築物の増築、改築又は移転（以下「増築等」という。）であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

- ア 当該建築物が特定中高層建築物でないこと。
- イ 当該建築物の延べ面積が1,500平方メートル以下であること。
- ウ 当該建築物が機械式自動車等駐車場である場合にあっては、その築造面積が300平方メートル以下であること。
- エ 当該建築物が景観協定区域外にあること。
- オ 増築等の後においてもアからウまでに掲げる要件の全てに該当すること。

(3) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「修繕等」という。）であって、第1号アからエまでに掲げる要件の全てに該当するもの

(4) 特定中高層建築物、延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物又は築造面積が300平方メートルを超える機械式自動車等駐車場の修繕等であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

ア 修繕等に係る部分の見付面積が1,000平方メートル以下であること。

イ 修繕等に係る全ての面において、各面の修繕等に係る部分の見付面積が当該各面の見付面積の2分の1以下であること。

ウ 当該建築物が景観協定区域外にあること。

(5) 市川市風致地区条例（平成16年条例第13号）に基づく許可を受けて行う行為

2 法第16条第1項第2号に規定する行為のうち、次に掲げる行為

(1) 次に掲げる工作物以外の工作物の新設、増築等又は修繕等

ア 門、塀、垣、柵その他これらに類するもの（2以上のこれらの工作物が一体となって構成されているものを含む。以下同じ。）

イ 擁壁

ウ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

エ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの

オ 自動車又は自転車等の車庫の用途に供する工作物

- カ 街路灯、照明灯その他これらに類するもの
- キ 煙突その他これに類するもの
- ク 高架水槽その他これに類するもの
- ケ 製造施設、貯蔵施設その他これらに類するもの
- コ 橋梁、高架鉄道、高架道路その他これらに類するもの

(2) 次に掲げる工作物の新設

- ア (1)アに規定する工作物であって、当該工作物の高さが2メートル以下であり、又は当該工作物の長さが50メートル以下であるもの
- イ 高さが5メートル以下である(1)イ及びカに規定する工作物
- ウ 高さが20メートル以下である(1)ウ、エ、キ及びクに規定する工作物
- エ 高さが20メートルを超える(1)ウに規定する工作物であって、旗ざお並びに架空電線路用及び電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のもの
- オ 築造面積が300平方メートル以下である(1)オに規定する工作物
- カ (1)ケに規定する工作物であって、当該工作物の高さが20メートル以下であり、かつ、当該工作物の築造面積が1,000平方メートル以下であるもの
- キ 長さが20メートル以下である(1)コに規定する工作物

(3) 次に掲げる工作物の増築等

- ア (1)アに規定する工作物であって、当該工作物の増築等に係る部分の高さが2メートル以下であり、又は当該工作物の増築等に係る部分の長さが50メートル以下であるもの
- イ (1)イ及びカに規定する工作物であって、当該工作物の増築等に係る部分の高さが5メートル以下であるもの
- ウ (1)ウ、エ、キ及びクに規定する工作物であって、当該工作物の増築等に係る部分の高さが20メートル以下であるもの
- エ 増築等に係る部分の高さが20メートルを超える(1)ウに規定する

工作物であって、旗ざお並びに架空電線路用及び電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のもの

オ (1)オに規定する工作物であって、当該工作物の増築等に係る部分の築造面積が300平方メートル以下であるもの

カ (1)ケに規定する工作物であって、当該工作物の増築等に係る部分の高さが20メートル以下であり、かつ、当該工作物の増築等に係る部分の築造面積が1,000平方メートル以下であるもの

キ (1)コに規定する工作物であって、増築等に係る部分の長さが20メートル以下であるもの

(4) (2)アからキまでに規定する工作物の修繕等

(5) 次に掲げる工作物の修繕等であって、当該工作物の修繕等に係る部分の見付面積が1,000平方メートル以下であり、かつ、当該工作物の修繕等に係る面の見付面積に対する当該工作物の修繕等に係る部分の見付面積の割合が2分の1以下であるもの

ア 高さが2メートルを超え、かつ、長さが50メートルを超える(1)アに規定する工作物

イ 高さが5メートルを超える(1)イ及びカに規定する工作物

ウ 高さが20メートルを超える(1)ウに規定する工作物であって、旗ざお並びに架空電線路用及び電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のもの以外のもの

エ 高さが20メートルを超える(1)エ、キ及びクに規定する工作物

オ 築造面積が300平方メートルを超える(1)オに規定する工作物

カ (1)ケに規定する工作物であって、高さが20メートルを超え、又は、築造面積が1,000平方メートルを超えるもの

キ 長さが20メートルを超える(1)コに規定する工作物

(6) 市川市風致地区条例に基づく許可を受けて行う行為

3 法第16条第1項第3号に規定する行為

一部改正〔平成23年条例39号・24年41号・28年19号〕